

調布市議会改革検討代表者会議第31回会議日程

平成25年3月19日 午後2時
於 全員協議会室

1 検討・協議事項

- (1) 議会基本条例（案）のパブリックコメントの結果について
- (2) 議会基本条例の最終（案）について
- (3) 今後の対応について

2 その他

資料82：議会基本条例（案）に対するご意見と市議会の考え方
（座長案）

資料83：議会基本条例 新旧対照表（条例最終案/条例案）

調布市議会基本条例（案）に対するご意見と市議会の考え方（座長案）

実施期間：平成25年2月24日（日）～3月15日（金）

意見提出者数及び提出意見数： 6人／51件

〈提出意見の内訳〉

「前文」に対する意見	3件
第1章「総則」に対する意見	8件
第2章「議会と議員の使命及び活動原則」に対する意見	13件
第3章「市民と議会の関係」に対する意見	2件
第4章「市長等と議会の関係」に対する意見	3件
第5章「議会機能の強化」に対する意見	3件
第6章「議会事務局体制」に対する意見	4件
第7章「政治倫理」に対する意見	2件
第8章「政務活動費」に対する意見	0件
第9章「議員定数及び議員報酬」に対する意見	3件
第10章「条例の位置づけ及び見直し手続き」に対する意見	2件
その他の意見	8件

調布市議会

平成25（2013）年3月

前文			
条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあります。市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。市議会は、市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに</p>	1	用語解説をこのまま付すのであれば、前文では「議事機関」、二元代表制の用語解説では「議決機関」とあり、統一した方が分かり易いと思いません。現在の日本政治に「独裁」は似合わず、「行き過ぎ」で宜しいのではないのでしょうか。	二元代表制の用語解説において「議決機関」は「議事機関」に改めるなど文言の整理を行います。
	2	用語解説中「議会のあり方が大きな課題となっています。」を「議会のあり方が注目されています。」とし、「社会状況や市民の価値観の多様化なども見過ごすことはできません。」を「社会情勢の変化や市民の価値観の多様化のなどにも対応してゆく必要があります。」と変化することを肯定的に記しても宜しいのではないのでしょうか。	以下のとおり文言の整理を行います。 「議会のあり方が注目されています。また、近年における社会情勢の変化や市民の価値観の多様化にも対応していく必要があります。」
	3	「議員間の活発な討議により」という文言がありますが、これまで議会内で議員間の活発な討議が行われた印象はありません。それぞれが意見を述べ、誰かがどこかで調整をする、または多数決で結論を得る、ということしか議会では結論を得る方法が無いかのようです。議員間の活発な討議による政策立案及び政策提言を期待しています。	ご意見として承ります。

<p>に、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。そのため、市議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話等を通じて意見を正しくみ取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を市民と共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、市議会の基本となる条例を制定します。</p>		
--	--	--

第1章 総則

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、調布市議会(以下「議会」という。)を市民に開かれた議会にするために必要な基本理念及び議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p>	4	<p>前文で既に「二元代表制」という制度の説明はしておりますので、わざわざ「一翼を担う」とまで規定する必要はなく、「二元代表制の一翼を担う」は削除の方が宜しいのではないのでしょうか。</p>	<p>二元代表制の一方の担い手であることを強調するため、「一翼を担う」との表現を使用していましたが、第1条の条文全体の文言を整理し削除します。</p>
<p>(市民)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。</p>	5	<p>「団体」を、「団体等」と規定しないのは、準法人は認めませんということなのではないのでしょうか。</p>	<p>市内で活動する団体であれば法人格の有無は問いません。</p>
<p>(市民参加)</p> <p>第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げのことをいいます。</p> <p>(1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。</p>	6	<p>第3条:市民参加(追加)</p> <p><u>(3)請願, 陳情をはじめ, 市政経営全般について政策提案等を提出することができること。</u></p>	<p>本条に規定している、アンケート調査や議会報告会等で意見を述べることに含まれると考えます。</p>

<p>(2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。</p>	7	<p>本条にいう「市民参加」とは、議会に限定しての市民の為すべきことを規定していると思いますが、そうであれば、その裏返しの議会が為すべきことは第3章に規定されております。一般的に市政における市民参加という場合、一市民から見れば、能動受動に拘らず、市議会の傍聴や、市長や議員と直接対話することや、市からのアンケートに応えることが政治における市民参加と考える人もあれば、もっと広範囲に極端には市役所へ出向くことも市民参加と考える人もいて、大衆の思考は千差万別なわけですから、敢えて本条に議会アンケート等と議会報告会と限定して規定する必要はないのではないのでしょうか。</p>	<p>市民参加については、市民個々にその解釈が異なることから、調布市議会における市民参加を適切に推進するため、規定の内容で本条例案における「市民参加」を定義しました。</p>
	8	<p>第3条の市民参加において、市民は1, 2共に「意見を述べること」だけが参加の形態とされていますが、意見を言っても相手が答えなければ意見を言う気持ちはなえてしまいますし、解決に結びつきません。意見を聴いたら、答えを返して真摯に向き合うことでしか理解も合意も得られないと思います。意見交換して、議論し双方が何とか折り合えるところを見つけていくことが、議会が行うべき合議の本質ではないのでしょうか。それがあって初め</p>	<p>議会への「市民参加」については、市民が議会が実施するアンケート調査等や議会報告会において意見を述べることで規定しておりますが、前文には、「市民との対話等を通じて、意見を正しくみ取り」と記述しているとおり、議会の姿勢として単に「聴きおく」のみとしているものではありません。</p>

		て市民は議員を身近に感じ、信頼もするのだと思います。このままでは、「聴きおく」という「公聴会」（人気がなく殆ど成立していない）と同じです。議会報告会においても「報告等を行うため」と限定的に書かれているのは残念です。	
<p>(基本理念)</p> <p>第4条 議会は、自治体の議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有、及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>	9	<p>基本理念(修正)</p> <p>議会は、…活動基本を市民に開かれた議会と、<u>市民にわかりやすい議会運営に努めることとし、</u>その実現に向け、…自律した地方自治の確立を目指します。</p>	前文にも規定していますが、「活動の基本を市民に分かりやすく開かれた議会とし」と改めます。
	10	<p>「市民の意思」は分かりますが、民主主義の世の中ですから「市民の総意」ではないでしょうか。「活動の基本を市民に開かれた議会とし、」の次に「特に、高齢者や障がい者や子育て世代や青少年の思いに立ち、少数意見を尊ぶと同時に、常に市民の生命と財産を守る活動を通して」を挿入することによって、抽象的基本理念を越え得る永遠のテーマである生活困窮者の救済と市民生活の安定に重きをおいた市民あればこそその具体的且つ究極の議会基本理念とした方が宜しいのではないのでしょうか。</p>	<p>「総意」を含む、多様な民意を反映させるという意味で、規定の表現としております。</p> <p>また、「活動の基本を市民に開かれた議会とし、」以下のご提案については、議会の使命は、様々な市民の声を公平、公正に捉え、市政に適切に反映することであります。本条例案において、ある特定の状況下にある市民について特記することは、控えたいと考えます。</p>

	11	議会の自律はよく理解できます。しかし、少数市民からの訴えを制約と解釈するようなことのない議会運営を志して欲しいと願いたします。	そのような考え方には立っておりませんが、ご意見として承ります。
--	----	---	---------------------------------

第2章 議会と議員の使命及び活動原則

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(議会の使命及び活動原則) 第5条 議会は、市長等の執行機関の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 (2) 意思の決定に当たっては論点・争点を明らかにします。 (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>	12	<p>議会の使命及び活動原則(修正) 第1項 議会は、... 監視及び評価をします。<u>特に決算審査に当たっては、市長等が執行した事業等の評価を行い、その結果を予算に充分反映させるため市長に明確に提示するとともに、... 市政に適切に反映させることを使命とします。</u></p>	<p>予算・決算の審査は、各常任委員会の所管ごとに分割付託し、専門的かつ詳細に行っております。審査の方法等については、今後も継続して検討してまいります。</p>
	13	<p>第1項中「議会は、」の次に「本議会において」を挿入して、「市民の多様な意見を」の次に「議会が実施するアンケート調査の実施、第8条第3項に規定する議会報告会や意見交換会の実施、パブリックコメントの実施、議会を代表する議長・副議長による地域出前集会の実施、政策提案制度の実施等により」を挿入しては如何でしょうか。できるだけ具体的で数多くの手法を講ずる必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>議会の活動の場は、本会議のみに留まりませんので、案のとおりいたします。また、具体的な広聴の手法については、第8条において、議会の合意により実施の方向性が決まっている議会報告会や既に実施しております請願、陳情者からの趣旨説明の場の設定などについて、個別に規定しておりますので案のとおりいたします。</p>

	14	第2項第1号の「議会活動」とは、傍聴可能な本議会以外の会合についても公開するという規定でしょうかから具体的な部会や会合について列記することは可能でしょうか。また、その実施場所は本会議場ではなく小会議室なのでしょうか。	第8条第2項において規定しています。対象となる会議については、解説の中で具体的に説明をさせていただきます。なお、これらの会議の開催場所は、委員会室となります。
<p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握します。</p> <p>(3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。</p>	15	議員の使命及び活動原則(修正) 第1項 議員は. . . 市民の代表として、 <u>又は議会構成員の一員として一部の団体及び地域の代表者でなく、</u> 公益性の見地から市民の多様な意見を. . . 使命とします。	「市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映」との部分は、ご指摘の内容を包含しております。
	16	第1項中「市民の多様な意見を」の次に「支持者への自身の議会報告への返信、地域出前集会の実施、電子媒体への返信、市民出勤時退勤時での辻立ち対話等により把握し、」を挿入しては如何でしょうか。できるだけ具体的で数多くの手法を講ずる必要があるのではないのでしょうか。	議員が、市民意見を聴取する手法は、様々にあると考えますが、具体的な手法については、個々の議員がそれぞれの創意工夫で行うべきものであり、一律に条例で規定するものではないと考えます。
	17	第2項第1号中「自己の能力を」の前に「分野を越えて」を挿入しは如何でしょうか。	自己研鑽の努力については、分野を限定しているものではありませんので、案のとおりいたします。

	18	第2号中「把握します。」を「把握するとともに必ず説明責任を果たします。」では如何でしょうか。	議員が職務に全力であたることは、活動の前提でありますので、案のとおりいたします
	19	第3号中「市民に対する説明責任を果たします。」を「自己の持てる能力を積極果敢に発揮して議会運営に資することとします。」では如何でしょうか。	
<p>(会派) 第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりません。</p>	20	第1項中の「理念」は、単に理念とすれば4条の議会基本理念と混乱して解釈される恐れがありますので、ここでは「政治理念」と明確に規定する方が宜しいのではないのでしょうか。	「政策を中心とした理念」としておりますのでご指摘にはあたらないと考えます。
	21	第2項では、会派の合意形成と混乱して解釈される恐れがありますので、「合意形成に努めなければなりません。」の前に「議会における」と明確に規定する方が宜しいのではないのでしょうか。	ご指摘を受け、「議会における」との文言を加えます。

	22	<p>第3項として、現状に則して「調布市議会は会派を組まない単独議員であっても一人の会派と認めます。」を挿入した方が宜しいのではないのでしょうか。用語解説では、市議会が日本の国政レベルの政党政治手法を市政においても同様に考えていることから一人会派は運用上において認めるとのことですが、本来現議員個々が調布市民の代弁者としてどの会派にも属していないところから始まるとすれば、発言権確保のための一人会派は当然あり得るという解釈も成り立つのではないのでしょうか。</p>	<p>第10条との関係から、1人会派についての文言を加えます。</p>
	23	<p>私は、議会を傍聴する以前、議会とは第14条のように話し合う場だとばかり思っていました。一方通行で話が終わることに疑問を持っていました。自由討議があるから、それぞれの発言内容が互いにより明確に見えてくるのだろうし、よりよい合意点も見つけられるのだと考えます。その中で、より議員の方のお力が発揮できるのだと思います。</p> <p>しかし、自由討議をうたっているながら、会派という言葉が条例案の中で繰り返されることに違和感を持ちます。最近の国民の傾向では、支持政党を持たない市民が多数です。社会の状況も変化が大き</p>	<p>議会は、合議制の機関であり、効率的な議会運営を進める観点から会派を結成し、その時々課題を議論し結論を導き出し、市政運営に反映させていくことは、議会運営上においても必然であると考えております。多様化する市民の意見に向き合い、より多くの市民の声に答えていくための縛りや足かせになるものではないと考えます。</p>

		<p>いです。会派と聞くと、後ろ盾に支持層を持ちその代表と聞こえます。財政が縮小するこれからの地方自治を考えていくとき、そうした後ろ盾の中で市政を考えていくことがいいのでしょうか。多様化する市民の意見に向き合い、より多くの市民の声に答えていくためには、それが足かせになることもあるのではないのでしょうか。</p> <p>私は地方自治だからこそ、会派とか、政党とかに、縛られすぎない議会のあり方を模索して欲しいと思います。調布市のよりよい市政、市民の幸福を願って立候補された議員の方々だと信じていますので縛られずに討議して欲しいと思います。会派の項目も、会派の言葉も削除することを希望します。</p>	
<p>第7条 (新設)</p>	<p>24</p>	<p>議長及び副議長(新設)</p> <p>議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めます。</p> <p>2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行います。</p> <p>3 議長及び副議長は、別に定める規定により議員による選挙で選任します。</p>	<p>本条例案の内容は、なるべく簡潔にし、分かりやすくということを前提に検討を進めてきました。従いましてご指摘については、地方自治法(第103条=議長及び副議長, 第104条=議長の権限)に規定されている内容ですので、新たに規定を設けることはいたしません。</p>

	<p>4 副議長は、議長に事故のあるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐します。</p> <p>以下の条文を繰り下げます。</p>	
--	--	--

第3章 市民と議会の関係

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(広報広聴機能の充実)</p> <p>第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、本会議、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条に規定する委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。</p> <p>3 議会は、市民に議案等の審議経過や結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。</p> <p>4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。</p> <p>5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。</p>	<p>25</p> <p>26</p>	<p>広報広聴機能の充実(修正)</p> <p>2 議会は、... 第109条に規定する<u>議会運営委員会</u>及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行う<u>代表者会議</u>を原則として公開します。</p> <p>「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条」の次に「及び第110条」を挿入して、特別委員会も公開する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>地方自治法第109条に規定する委員会は、常任、特別、議会運営の各委員会、第100条第12項の協議又は調整の場は、全員協議会と広報委員会を位置付けていますが、これについては、解説の中で具体的な説明を加えてまいります。</p>

第4章 市長等と議会の関係

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(市長等への質問と議論の充実)</p> <p>第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うことができます。</p> <p>2 市長等は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。</p> <p>3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、第7条に規定する会派(所属する議員が2人以上の会派に限る。)に所属する議員は、代表質問(会派の代表者としての質問をいう。)を行うことができるものとします。</p> <p>4 前項に掲げる市長が行う所信の表明に対し、所属議員が1人の会派の議員は、質問を行うことができるものとします。</p> <p>5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることがで</p>	<p>27</p>	<p>第7条第3項を追加したことから、第10条第3項中「(所属する議員が2人以上の会派に限る。)」及び第4項は削除した方が宜しいのではないのでしょうか。</p>	<p>本条では、現在、議会で行われている市長等に対する質問の種類や方式、条件について規定しております。第7条第3項に1人会派の規定を追加したことから、本条第3項及び第4項について文言の整理を行います。</p>

きます。			
<p>(議決事件の拡大)</p> <p>第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、調布市基本構想の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。</p>	28	<p>第11条(議決事件の拡大)は、現実には旧来法の継続でしかありません。議会の権能を高めるためには、基本計画という現実に予算執行が伴う部分にも大胆に議会が関与して、行政との議論の競い合いをその段階で行うべきと考えます。</p>	<p>基本計画は、執行機関が定める行政計画のため、議会としてどこまで関与すべきなのか、議論のあったところですが、結果として議決事件としては、基本構想に留めることといたしました。</p>
<p>(災害時支援)</p> <p>第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときは、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。</p>	29	<p>第12条(災害時支援) 現実の大震災などをみると、議会が組織として、やれることがあるのだろうかと思います。むしろ行政職員と議員との関係性からは、議員への説明など緊急時に余分な仕事を増やすことになりはしないかと心配です。「議長は」となっているのですが、具体的にどういう支援を想定されているのでしょうか。</p>	<p>災害発生時に、各議員が災害情報等を直接市の災害対策本部に個別に提供するのではなく、支援本部としてとりまとめて提供するとともに、市災害対策本部からの情報を支援本部を通して各議員に周知することにより情報の一元化を図り、必要な支援を実行していきます。なお、条文については、内容の整理を行います。</p>

第5章 議会機能の強化

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(政策の提案及び提言)</p> <p>第13条 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の提案及び提言を行うものとします。</p> <p>2 議会は、前項に掲げる政策の提案及び提言を行うに当たり、必要があると認めるときは、その政策の提案及び提言に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けることができるものとします。</p> <p>3 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>	30	<p>第3項中「政策研究会」は、場合によっては地方自治法第100条14の政務調査費の適用となるのでしょうか。</p>	<p>政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に対して交付されるものであることから、議会が設置する政策研究会の調査研究に係る経費の対象とはなりません。</p>
<p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。</p>	31	<p>議員相互の自由討議を敢えて規定する理由があるのでしょうか。</p>	<p>議会は、議員間の自由で活発な討議により、議案等の審査、政策の立案及び政策提言を行うことが基本であることから条例に規定しました。</p>

<p>(議員研修の充実)</p> <p>第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。</p>	<p>32</p> <p>議員研修とは何について研修するのでしょうか。そもそも、市民の代表である議員は議員として勤めあげる資質を持った方がその職に就いており、なお且つ、自らの持つ得意分野以外の分野においても第6条第2項第1号において不断の研鑽による資質向上を図るのであるから特別な研修の必要はないと思われますので、本条削除で如何でしょうか。</p> <p>但し、専門分野における議会事務局による補佐は単なる研修とは異なります。</p>	<p>個々の議員が、個別の研修等を通して自己研鑽を図ることはもちろんですが、全議員が同一の課題等について、共通の認識や理解を深める効果もあり、議会として必要なことであると考えております。</p>
--	---	---

第6章 議会事務局体制

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第18条 議会は、議員の資質を高め円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制整備を図るものとします。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、議長は、議会事務局の職員人事に関して、市長とあらかじめ協議するものとします。</p>	33	<p>議会事務局の体制整備(修正)</p> <p>2 議長は、議会事務局の<u>政策・法務・財務等専門知識を有する職員</u>の人事に関して市長とあらかじめ協議するものとします。</p>	<p>議会事務局人事に関する協議としては、必ずしも専門知識を有する職員の配置に関するもののみとは限りませんので、限定的な表現はしないものとします。</p>
	34	<p>地方自治法第138条では、市町村の議会に事務局長、書記長、書記その他職員からなる「事務局を置くことができる」とあり、また、各人の任免権は議長が持ち、その常勤職員定数は条例で定めることと規定している。しかし、議会事務局を「置くことができる」ということは飽くまで議会の活動が主で、その補佐役に徹するのが議会事務局の従の立場であり、必要以上に議会の要望に応え過ぎたり、事務局が自ら積極的に体制の強化を図ろうとすることは、円滑なる議会運営を謳う地方自治法の精神に抵触する可能性も否定できない。また、市全体の人員適正配置という面からも議会事務局員の増員は好ましこととは考えられない。市役所の人事ローテーションの中で2～3年という年次を区切って議会に出向するといったもので特定の職員が使い勝手が宜しいからと長期間議会事</p>	<p>地方分権の時代における議会が、その使命を果たしていくために活動を側面からサポートする議会事務局の体制整備も必要との認識から、その旨規定しました。議会活動の主役は、議員であり、事務局は補佐役、基本的に従の立場であることに変わりはありませんので、本条が、地方自治法の規定に抵触するものとは考えておりません。</p>

		<p>務局員として勤務させることは市の人材有効活用という面からも大きなマイナスに繋がる。要するに積極的な政策立案・調査活動を行う議会に対してそれ相当のタイムリーな補佐に徹することが任務なのだと思います。</p> <p>故に本条の表題から「整備」を削除し「(議会事務局の体制)」とし、18条第1項は「議会は、議長の統理する事務を遂行するため、地方自治法第138条2項の規定により、議会の積極的活動等を補佐する役割を担う議会事務局を設置することができる。」ということで如何でしょうか。</p>	
	35	<p>用語解説中「議会が、その機能を十分に発揮するためには、議会の構成員たる議員を側面からサポートする議会事務局の体制整備も欠かせません。」という考え方が定着しているとすると、議会側の甘えの構造として常時運用されているのか、それとも本来調布市政の職員である議会事務局側の議会掌握のための押し付けなのかは判断できませんが、互いに一定の踏み越えてはならない立場のベールがあることを忘れてはならないと思います。</p>	ご意見として承ります。

	36	第6章 議会事務局体制 については、まずこれまでの事務局職員の任免についての、行政側の考え方を聴きたいと思います。ぜひ、市議会委員会で質してください。その上で、議会が独自に人材を雇用できる可能性についても議論していただきたいと思います。	ご意見として承ります。
--	----	--	-------------

第7章 政治倫理

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(政治倫理)</p> <p>第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に定めます。</p>	37	<p>議員の品格は市民のそれと理解されますので、精神論だけではなく、公人として疑いを招くような行動を慎み、常に緊張感をもって事に当たるように、有事の場合の議会による辞職勧告等も考慮されては如何でしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
	38	<p>第7章 政治倫理 は当然の記述ですが、「議員の品位を保持し」というところは、議員固有の品位というものがあるとする感覚が、「市民と議員は違う」と言っているようで前時代的な印象を受けません。良心や品位は、社会人として要求されるものですから、第19条は「…自覚し、市民の代表としての責任感を持って、識見を養うように…」としてはどうでしょうか。</p>	<p>「議員の品位を保持し」は、議員が市民の代表として選ばれているため、堅持しなければならない行動の規範を示したものであります。</p>

第9章 議員定数及び議員報酬

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(議員定数)</p> <p>第21条 議会は、議員の定数の改定に当たっては、第5条に掲げる議会の使命を果たすことを基本とし、市政の現状及び課題並びに将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。</p> <p>2 議員の定数は、別に定めます。</p>	39	<p>第1項中「議員の定数の改定に当たっては、」の次に「少数精鋭による議会運営を目指すとともに、」を挿入した方が宜しいかと思えます。</p> <p>議員定数は別データ(「近隣12市の人口と議員定数と年収」)からみて比較的には適正と言えます。</p> <p>地方自治法第91条第2項の上限規定も撤廃され、まさしく地方において物事を決めてゆく時代となりました。調布の場合、市民8千人に一人の議員ということになりますが、50万規模の自治体においても50人の議員を抱えていることは少ないとのことですし、条例施行から既に10年も経過しておりますので、平成14年に引き続き、更に議員定数の削減に向けて自ら身を切る努力を続けていたいただきたいと思えます。</p>	<p>地方自治法の改正により、地方自治体における議員定数の上限規定が撤廃され、それぞれの地方自治体で条例で定めることとされています。本条では、議員定数を定めるにあたり、議会としての役割、使命を果たすことのできる数を基本とすることを規定しました。</p>
<p>(議員報酬)</p> <p>第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を反映するほか、市政の現状及び課題並びに将来予測</p>	40	<p>第1項中「審議会意見を反映するほか、」の次に「調布市民の生活基盤や」を、「市政の現状及び課題並びに将来予測等を考慮」の次に「しながら、官民格差の是正に資する」を挿入した方が宜しいかと思えます。</p> <p>近隣12市の議員報酬をみると、調布市・府中市・</p>	<p>議員等特別職の報酬の改定に当たっては、市の公共的団体等の代表者などで構成される第3者機関である特別職報酬等審議会に市長が諮問し、その意見を聞くこととされておりますことから、本条においても、まずその旨を規定しました。「市民生活の状況」や「官民の格差」につきましては、特別職報酬等</p>

<p>等を考慮するものとします。</p> <p>2 議員の報酬は、別に定めます。</p>	<p>三鷹市・武蔵野市・小平市が月額550千円と申し合わせたような金額になっています。また、平成7～8年位の条例施行から同額で推移させてきていることも同様です。年俸で見ると期末手当を加算して約900万円という高額になります。一方民間平均サラリーマンの給与は景気低迷下の企業業績を反映して年々目減りして410万円程度となり、また、増え続ける非正規就業者においてはまた段違いの低賃金となっております。もともと、調布市議会議員の報酬を高額設定し過ぎていることでもあります、何と云っても約20年間にも及ぼうかという期間、世の中の変化も鑑みず、ずっと一定額で据え置かれていることが問題です。困窮する民間人の生活からみれば市議会議員は雲の上の方々ということになります。所謂、これが官民格差問題で特別職報酬審議会ではどのような議論がなされているのか、是非とも公開傍聴したいと思います。それにしても、議員自らが官民格差の是正に真正面から取り組み、支持者の方への議会報告等の通信コスト等々も考慮に入れながらも、報酬半減とまでは無理にしても、三分の一位までは減らしてゆこうという努力が必要です。そう</p>	<p>審議会の中でこれらを踏まえた議論がなされ、答申に反映されているものと考えておりますが、併せて、市政の状況、課題、将来の予測も踏まえて判断してまいります。</p>
--	---	---

		<p>でなければ、副職をお持ちの方もおられ、市議会議員という公人の清貧の品格を疑われることになりましょう。某市では報酬を日当払いするのことも聞いております。ここは是非とも良識ある調布市民の代表として前向きに自ら対処願いたいと思います。それから、この金額議論をここですべきではないとの見解の方もおられるかと思いますが、議員報酬を定めた本条例こそが特別職報酬審議会条例の根本条例となることからこの場で議論させていただいていることをどうかご理解いただきたいと思います。</p>	
	41	<p>議員の定数の削減よりは議員の歳費を減らして議員定数を維持する方が民主政治のあり様として正しいと思います。</p>	<p>議員定数と報酬についての基本的な考え方は、No 39, No40のとおりです。</p>

第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き

条文	番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は適正に解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。	42	条例の位置づけ(修正) この条例は、議会の基本となる条例であり、 <u>議員の4分の3以上の決議により制定します。...</u> この条例との整合を <u>図るもの</u> とします。	特別多数議決とすることは、地方自治法第116条の規定に抵触するものであり、他の条例と同様、過半数議決により決することが妥当と考えます。
第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。	43	見直し手続き(修正) 議会はこの条例施行後、 <u>条例の目的が達成されているか否かを議会運営委員会において検証するとともに、市民の意思、...</u> その結果に基づき、 <u>議員の4分の3以上の決議により所要の措置を講ずるもの</u> とします。...	改正等の議決要件については、No.42と同様の考え方です。また、条例の目的等が達成されているか否かの検証の場は、議会運営委員会等において、今後必要に応じて検討してまいります。

その他の意見

番号	ご意見の内容	ご意見に対する市議会の考え方
44	<p>東京都内における市議会基本条例を調べたところ、多摩市が制定していることが分かりましたので、その経緯をみると平成19年10月から本件特別委員会を設置し検討を重ねると同時に、議会に関する市民意識調査や出前議会での市民からの意見聴取等々、充分なる市民からの意見や提言を踏まえて、平成22年3月に公布され9月から施行されています。地方公共団体の自立を目指すため地方自治法の制約規定を緩めることや交付金の配分を通して地方議会の独立性を尊重するという、これも国の地方分権推進、権限移譲の一端ではないかと解釈しております。しかし、施行までには市民の声を尊重し条例に反映させるため3年の月日を経ています。</p> <p>調布市議会もその動向を素早く捉え、基本条例の制定の必要性を実践に移しつつあるところだと思います。しかしながら、一昨年秋から30回の議員による代表者会議を開催してとはいえ市民の声を具に聴いて来られたのでしょうか。確かに昨年11月から1月間と今回上記の20日の合計50日間は市民への意見聴取をしてはいますが、それで充分なのでしょうか。私は、この条例が調布市議会の運用の独立性と同時に、議会と市民を結ぶ根本規定であることを考慮すれば、市民の生活実態に即した条例であるべきと考え、更なる検討を要することから、本条例の3月末策定は時期尚早ではないかと思えます。</p>	<p>本条例案については、ご案内のとおり一昨年の10月から、検討を始めた議会改革の協議の中で、合意に達した議会の改革項目を柱とし、平成25年5月末改革検討組織の任期満了までに制定していくことを確認し、ここまで具体的な改革事項と並行して条例案の検討を進めてきました。協議に当たっては、会議を公開するとともに使用資料、結果を全て公表し、可能な限り市民意見の聴取にも努めました。全てが、十分とは考えておりませんが、合意内容を含めたこの間の検討の成果を条例という法規範として制定することは、調布市議会として大変意味のあることと考えております。また、議会改革は、今後も継続して行うことを定めており、本条例の内容についても第24条の規定のとおり、必要に応じて改正していくべきものと考えております。</p>
45	<p>市議会と市民との距離は遠く乖離していると言わざるを得ない現状だと思います。「市民に開かれた議会を実現する」という理念だけ掲げて終わるのではなくより具体的な新しい試みが必要と考えます。</p>	<p>開かれた議会の実現に向けて、本会議で実施しているインターネット中継を平成25年第1回定例会から委員会審査にも拡大しました。また、市民の皆さんからの議会への意見募集の手法として「議</p>

	<p>例えばこの議会基本条例案も策定の段階から市民への説明会・意見交換会などを行い、もっと市民参加を促すべきではなかったでしょうか？</p> <p>この意見公募もほとんどの市民は知らないままです。</p> <p>「議会報告会」だけでなく、テーマを設けて「議員と市民の対話カフェ」や「専門家を交えてのワークショップ」を開くなど、より積極的な市民へのアプローチの場を提供していただくことを望みます。</p> <p>例えば子育て世代の親に向けては「保育所待機児童問題」「放射能と子どもの健康ワークショップ」など開き、実生活の中での悩みや不安といった生の声を拾い上げていただきたいと思います。</p> <p>また「エネルギーの地産地消」などは前向きで市民にとっても興味深いテーマではないでしょうか？</p> <p>市民がそれぞれ関心のある分野で議員の方々と直接対話する機会を重ねることで、市議会への関心も高まると思います。</p>	<p>長へのはがき」を市内公共施設に設置しました。そして市民との直接対話の手段として、第8条第3項に議会報告会の開催を規定しました。現在、開催に向けて協議を進めているところです。</p>
46	<p>本条例(案)の作成に費やしたご努力について敬意を表します。</p> <p>但し、上記に「広く市民と共有」とありますが、そのためには議会は、地方分権の方向性を強調し、市民自らが積極的に市政に参画できるよう基本規定たる本条例の更なる広報・アピールの必要を感じます。例えば、先例・申し合せといった定型化していた慣習を更に効率的で有効な方策に改善せしめた提案事項や会議の経過等の説明も加え具に市民にお聞かせ願いたいのです。それによって市民は個々の生活実態に如何に適合させるかを考えることが可能となります。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

47	<p>小金井市議会が行った市民の意識調査によると「市議会議員がどのような活動をしているか知っている 40.7% 知らない 56.9%」「市議会議員に自分の意見や要望を伝えている 10.9% 伝えていない 84.5%」となっています。調布市でこのような調査が行われたかどうか知りませんが、余り違いはないのではと思います。HP での情報開示や議会傍聴など行われていても、実際にどれだけの市民がアクセスしているでしょうか？生活のなかの身近な問題を行政や議員に伝えて解決しようという発想が市民に根付いていないと感じます(私自身を含めて)。</p>	<p>「開かれた議会」の実現に向けた個々の取り組みを通して、市民が議会に対して関心をもってもらえるよう継続して努力してまいります。</p>
48	<p>昨年 6 月に都議会で「原発」都民投票の直接請求が退けられました。また昨年末の衆議院選挙では市民一人一人の健康・生命にかかわる重大な問題でも選挙の争点にはなりにくいことがはっきりしました。</p> <p>このような間接民主制の欠点を補完するという意味で、住民投票(原発の場合は国民投票)は大切な民主主義の手段であると痛感しました。</p> <p>調布市にかかわる重大な問題について、一定数の署名が集まれば住民投票を実施するという「実施必至型住民投票条例」を議会基本条例に加えていただきたくお願いいたします。</p> <p>市民一人一人がシングルイシューをとことん考え決めていくことは、民度を上げ、市民参加の自治を促すことになると思います。</p>	<p>住民投票条例については、地方自治法に直接請求の制度として規定されておりますので、本条例案には、規定していません。当該制度については、今後の国の自治法改正の動向を注視してまいります。</p>
49	<p>議会が真に市民の代表というためには、重要な案件については、市民全員の意見を聴くチャンネルとして「住民投票」の制度を基本条例に入れることを提案します。議員はすべての政策選択を支持者から白紙委任されたわけではないからです。市議会議員選挙時には論点にならなかった問題もあります。直接請求された場合だけでなく、議会そのものが重要な案件を市民に問うという姿勢を見せる</p>	

	ことで、市民の関心も高くなると思います。	
50	議員個人の重要法案に関する賛否の一覧表を市民に提供することが、市民の議員に対する評価基準の参考になるのでは是非作ってほしいです。	現在は、「市議会だより」において会派別に、各議案に対する態度は掲載しておりますが、個々の議員別の掲載については、今後の課題とさせていただきます。
51	<p>「第2章 第5条 市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。」</p> <p>「第6条 ……公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>(2)市政の課題全般について市民の意見を的確に把握します。」</p> <p>※この言葉の中に、より広く多くの市民と関わり、積極的に市民との接点を持ち、声を聞こうとする姿勢をくみ取ります。</p> <p>「総則」の中にも、市民参加・報告会・「市民が意見を述べる」といった文言が入り、是非活動として実現して下さい。</p> <p>市民の誰にとっても住みやすい「我が町調布」となるためには、限られた財政を市民の声を聞きながら進めていくのは必至だと考えます。</p> <p>特に、議員の方々から遠い存在、アプローチ出来ずにいるの方々から、どう声を拾うか十分検討して下さい。</p> <p>今のパブコメやアンケート、市報、ネットなどの方法では不十分です。</p> <p>また、的確に把握するためには、直接対話という機会を持つことは意味があると思います。根付くまでは時間がかかるかもしれませんが、是非積極的に実現して頂きたいです。自分から発信できない方へのアプローチも考えて欲しいです。</p>	本条例案では、市民に開かれた、分かりやすい議会にするためにその基本事項を定め、情報公開と情報共有、市民参加の推進を図ることを定めております。「市議会だより」の市内全戸配布やインターネット中継の充実、議会報告会の開催等を通して市民との距離感を縮める努力を重ねてまいります。

新旧対照表(条例最終案/条例案)

※下線部分が条例案からの修正点です。

条例最終案	条例案	修正の理由
調布市議会基本条例	調布市議会基本条例	修正なし
前文	前文	
<p>市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあります。市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、<u>市民の意見</u>を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。市議会は、<u>市長その他の執行機関の事務の執行</u>について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。そのため、市議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話等を通じて意見を正しくみ取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を市民と共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、市議会の基本となる条例を制定します。</p>	<p>市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあります。市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、<u>市民の意思</u>を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。市議会は、<u>市長等の事務の執行</u>について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。そのため、市議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話等を通じて意見を正しくみ取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p>こうした認識を市民と共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、市議会の基本となる条例を制定します。</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

第1章 総則	第1章 総則	
<p>(目的) 第1条 この条例は、調布市議会(以下「議会」といいます。)の<u>基本理念及び議会運営の基本事項を定めることにより、議会が</u>市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、調布市議会(以下「議会」という。)を<u>市民に開かれた議会にするために必要な基本理念及び議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、</u>議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p>	<p>より簡潔に表現しました。</p>
<p>(市民) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。</p>	<p>(市民) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。</p>	<p>修正なし</p>
<p>(市民参加) 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 (1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 (2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。</p>	<p>(市民参加) 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 (1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 (2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。</p>	<p>修正なし</p>
<p>(基本理念) 第4条 議会は、<u>地方自治体の議事機関として、市民の意見を</u>市政に反映させるため、活動の基本を市民に分かりやすく開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>	<p>(基本理念) 第4条 議会は、<u>自治体の議事機関として、市民の意思を</u>市政に反映させるため、活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有、<u>及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を</u>尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>	<p>前文での表記に合わせました。 文言の整理を行いました。 【わかりやすくはパブコメ採用】</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

第2章 議会と議員の使命及び活動原則	第2章 議会と議員の使命及び活動原則	
<p>(議会の使命及び活動原則) 第5条 議会は、<u>市長その他の執行機関</u>(以下「市長等」といいます。)<u>の監視及び評価をするとともに</u>、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。</p> <p>(2) 意思の決定に当たっては論点・争点を明らかにします。</p> <p>(3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>	<p>(議会の使命及び活動原則) 第5条 議会は、<u>市長等の執行機関</u>の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。</p> <p>(2) 意思の決定に当たっては論点・争点を明らかにします。</p> <p>(3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>	<p>第9条にあった以下書きを移動しました。</p>
<p>(議員の使命及び活動原則) 第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握します。</p> <p>(3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。</p>	<p>(議員の使命及び活動原則) 第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握します。</p> <p>(3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。</p>	<p>修正なし</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

<p>(会派) 第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、<u>議会における合意形成に努めなければなりません。</u></p> <p>3 議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができます。</p>	<p>(会派) 第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、<u>合意形成に努めなければなりません。</u></p>	<p>第10条の規定との整合を図るため項を加えるとともに、合意形成の場を明確にしました。</p> <p>【いずれもパブコメ採用】</p>
<p>第3章 市民と議会の関係</p>	<p>第3章 市民と議会の関係</p>	
<p>(広報広聴機能の充実) 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、本会議、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第109条に規定する<u>委員会(以下「委員会」といいます。)</u>及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。</p> <p>3 議会は、市民に議案等の審議経過や結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。</p> <p>4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。</p> <p>5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。</p>	<p>(広報広聴機能の充実) 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、本会議、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条に規定する<u>委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開</u>します。</p> <p>3 議会は、市民に議案等の審議経過や結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。</p> <p>4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。</p> <p>5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

第4章 市長等と議会の関係	第4章 市長等と議会の関係	
<p>(緊張関係の保持) 第9条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。</p>	<p>(緊張関係の保持) 第9条 議会は、二元代表制の下、<u>市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)</u>との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。</p>	<p>市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)を第5条に規定したため、市長等に改めました。</p>
<p>(市長等への質問と議論の充実) 第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うことができます。</p> <p>2 市長等は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。</p> <p>3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、<u>第7条第1項に規定する会派に所属する議員</u>は、代表質問を行うことができるものとします。</p> <p>4 前項に<u>規定する市長が行う所信の表明に対し、第7条第3項の規定により会派として届け出た議員</u>は、質問を行うことができるものとします。</p> <p>5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求められます。</p>	<p>(市長等への質問と議論の充実) 第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うことができます。</p> <p>2 市長等は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。</p> <p>3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、<u>第7条に規定する会派(所属する議員が2人以上の会派に限る。)</u>に所属する議員は、代表質問(会派の代表者としての質問をいう。)を行うことができるものとします。</p> <p>4 前項に<u>掲げる市長が行う所信の表明に対し、所属議員が1人の会派の議員</u>は、質問を行うことができるものとします。</p> <p>5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求められます。</p>	<p>第7条との整合性を図るため 文言の整理を行いました。</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

<p>(議決事件の拡大) 第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、<u>法第96条第2項の規定により</u>、調布市の<u>まちの将来像を示す基本構想の策定又は変更</u>について、議会の議決すべき事件として定めます。</p>	<p>(議決事件の拡大) 第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、<u>地方自治法第96条第2項の規定に基づき</u>、調布市<u>基本構想の策定</u>、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。</p>	<p>第8条第2項で地方自治法は以下「法」としているため、地方自治法を法に改めました。 調布市基本構想の表現を、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例での規定に合わせました。</p>
<p>(災害時支援) 第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときは、<u>これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置</u>することができます。</p>	<p>(災害時支援) 第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときは、<u>調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援</u>することができます。</p>	<p>調布市議会災害対策支援本部要綱(平成24年調布市議会要綱第1号)の規定に合わせ内容を整理しました。</p>
<p>第5章 議会機能の強化</p>	<p>第5章 議会機能の強化</p>	
<p>(政策の<u>立案</u>及び提言) 第13条 議会は、条例の<u>制定</u>、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の<u>立案</u>及び提言を行うものとします。 2 議会は、<u>必要があると認めるときは、前項に規定する政策の立案及び提言に向けた調査、研究等を行うため政策研究会を設けることができるものとします。</u> 3 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>	<p>(政策の<u>提案</u>及び提言) 第13条 議会は、条例の<u>提案</u>、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の<u>提案</u>及び提言を行うものとします。 2 議会は、<u>前項に掲げる政策の提案及び提言を行うに当たり、必要があると認めるときは、その政策の提案及び提言に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けることができるものとします。</u> 3 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p>	<p>前文での表現に合わせるとともに、文言の整理を行いました。</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

<p>(自由討議) 第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。</p>	<p>(自由討議) 第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。</p>	<p>修正なし</p>
<p>(委員会活動) 第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、<u>所管する事務等</u>の調査権を積極的に活用するものとします。 2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。 3 前2項に規定するもののほか、委員会に関して必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>(委員会活動) 第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、<u>所管する事務</u>の調査権を積極的に活用するものとします。 2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。 3 前2項に規定するもののほか、委員会に関して必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>
<p>(議員研修の充実) 第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。</p>	<p>(議員研修の充実) 第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。</p>	<p>修正なし</p>
<p>(調査機関の設置) 第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。 2 前項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。</p>	<p>(調査機関の設置) 第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。 2 前項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。</p>	<p>修正なし</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

第6章 議会事務局体制	第6章 議会事務局体制	
<p>(議会事務局体制) 第18条 議会は、議員の資質を高め円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制整備を図るものとします。</p> <p><u>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。</u></p> <p><u>3 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができます。</u></p>	<p>(議会事務局の体制整備) 第18条 議会は、議員の資質を高め円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制整備を図るものとします。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。<u>この場合、議長は、議会事務局の職員人事に関して、市長とあらかじめ協議するものとします。</u></p>	<p>議長の任免権と議会事務局人事に関する市長との協議の規定を明確にするため、第2項を分離し、見出しを改めました。</p>
第7章 政治倫理	第7章 政治倫理	
<p>(政治倫理) 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に定めます。</p>	<p>(政治倫理) 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に定めます。</p>	<p>修正なし</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

<p>第8章 政務活動費</p>	<p>第8章 政務活動費</p>	
<p>(政務活動費) 第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</p> <p>2 会派又は議員は、<u>政務活動費の</u>使途を公開し説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>3 政務活動費の交付に関しては、別に定めます。</p>	<p>(政務活動費) 第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</p> <p>2 会派又は議員は、<u>その</u>使途を公開し説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>3 政務活動費の交付に関しては、別に定めます。</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>
<p>第9章 議員定数及び議員報酬</p>	<p>第9章 議員定数及び議員報酬</p>	
<p>(議員定数) 第21条 議会は、議員の定数の改定に当たっては、第5条第1項に規定する<u>議会の使命を果たすことを基本とし、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。</u></p> <p>2 議員の定数は、別に定めます。</p>	<p>(議員定数) 第21条 議会は、議員の定数の改定に当たっては、第5条に<u>掲げる議会の使命を果たすことを基本とし、市政の現状及び課題並びに将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。</u></p> <p>2 議員の定数は、別に定めます。</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>
<p>(議員報酬) 第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条に<u>規定する審議会の意見を反映するほか、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するものとします。</u></p> <p>2 議員の報酬は、別に定めます。</p>	<p>(議員報酬) 第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の<u>規定に基づく審議会意見を反映するほか、市政の現状及び課題並びに将来予測等を考慮するものとします。</u></p> <p>2 議員の報酬は、別に定めます。</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>

※下線部分が条例案からの修正点です。

<p>第10章 条例の位置付け及び見直し手続</p>	<p>第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>
<p>(条例の位置付け) 第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、<u>又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。</u></p>	<p>(条例の位置づけ) 第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、<u>又は適正に解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。</u></p>	<p>文言の整理を行いました。</p>
<p>(見直し手続) 第24条 議会は、この条例の施行後、<u>市民の意見</u>、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。</p>	<p>(見直し手続き) 第24条 議会は、この条例の施行後、<u>常に市民の意思</u>、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。</p>	<p>文言の整理を行いました。</p>
<p>附則</p>		
<p>(施行期日) 1 この条例は、<u>交付の日から施行します。</u> (調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例) 2 調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例(平成24年調布市条例第23号)は、<u>廃止します。</u></p>		